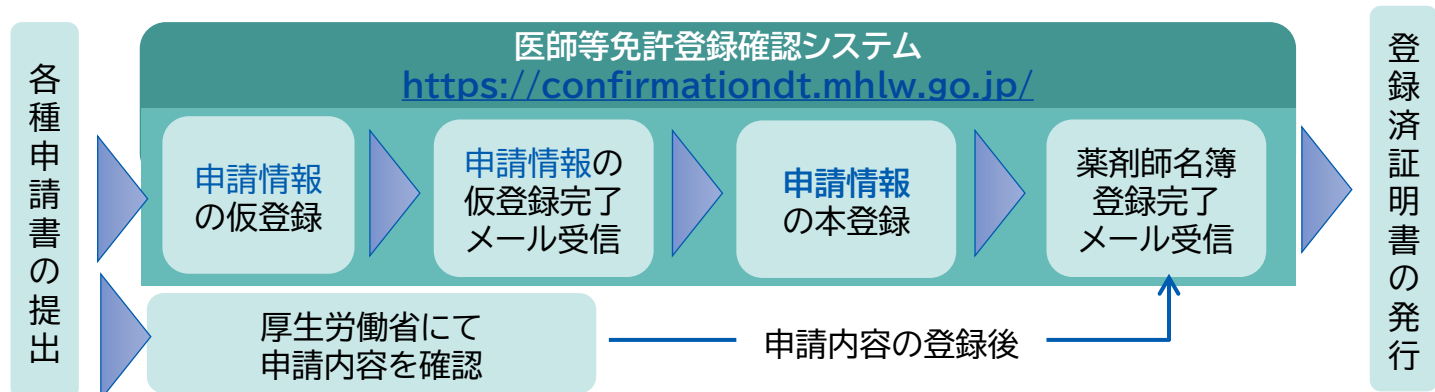


# 登録済証明書をオンラインで受け取れます

薬剤師名簿登録後、ご希望に応じて発行している**登録済証明書**について、**令和8年3月25日から**厚生労働省のホームページでオンラインで発行できるようになる予定です。ぜひ、ご活用ください。

なお、登録済証明書の発行については、従来通り葉書による申請も可能です。

## オンライン発行の手続き



### 申請情報の仮登録

STEP1該当する申請メニューを選択、情報を入力して仮登録

- ・免許取得時は、「新規申請時の登録済証明書を希望する方はこちら」にアクセスしてください。
- ・免許証の内容の変更時(氏名、本籍地等の変更)は、「書換申請時の登録済証明書を希望する方はこちら」にアクセスしてください。※名簿訂正のみで、免許証の交付を申請されていない場合は発行できません。
- ・免許証の亡失又はき損時は、「再交付申請時の登録済証明書を希望する方はこちら」にアクセスしてください。

### 仮登録完了メールの受信

STEP2仮登録完了メールに記載されたURLにアクセス

### 申請情報の本登録

STEP3仮登録完了メールに記載された仮パスワードを入力して本登録

- ・仮パスワード有効時間は仮登録完了メール受信後30分間です。

### 薬剤師名簿登録完了メールの受信

- ・薬剤師名簿登録後にオンライン申請サイトで仮登録した際のメールアドレス宛にID・パスワードが記載された薬剤師名簿登録完了メールが届きます。なお、免許申請手続きについては、厚生労働省が申請書を受付後、書類不備や欠格事由の該当有無等について審査を行った上で薬剤師名簿に登録することになっており、この審査には一定の期間を要します。当メールは、これらの審査後に連絡が行くことになるため、お時間を有することをご承知おきください。

(注)年度当初の新規免許申請繁忙期は、薬剤師名簿登録完了のメールが届くまでに新規申請で約2ヶ月、名簿訂正・再交付の場合はそれ以上の時間を要する場合がございます。

- ・薬剤師名簿登録完了メールが届かない場合は、申請情報に誤りがある場合があるので、当オンライン申請サイトのお問い合わせフォーム([https://confirmationdt.mhlw.go.jp/KIM030\\_01F.aspx](https://confirmationdt.mhlw.go.jp/KIM030_01F.aspx))からお問い合わせください。

### 登録済証明書の発行

STEP4本登録完了メールの受信後、登録済証明書を発行

- ・薬剤師名簿登録完了メールに記載されたURL又は「登録済証明書を発行される方はこちら」にアクセスし、薬剤師名簿登録完了メールに記載されたID・パスワードを入力してください。

- ・登録済証明書は5回まで発行できます。5回の発行以降に登録済証明書を発行する場合は、再度申請が必要です。